

地区行政・地域自治の推進

【地区行政課・みんなでまちづくり課】

1 目 的

市民の利便性の向上及び地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地域行政機関（地区市民センター、地域自治センター等）における総合的な行政サービスを展開するとともに、地域特性や住民ニーズを的確に行政施策・事業に反映するための仕組みを構築する。

2 概 要

（１）地域行政機関の機能・体制等の見直し

- ・ 全市一体的な地区行政を推進するため、地域自治制度の検証を踏まえて、市民の利便性の向上及び行政の効率性の両面から地域行政機関の取扱業務の見直しを行い、地域住民との窓口となる受付・相談等の機能や地域まちづくりに係る支援・調整機能の拡充を図る。
- ・ 取扱業務の見直しに合わせ、適切な組織体制の検討を行い、地域行政機関間の整合化を図る。
- ・ 機能強化に伴う人員・組織体制への対応やバリアフリー、施設の老朽化、社会環境の変化などに対応するため必要な施設整備を行う。

（２）住民の意思を反映したまちづくりを推進するための仕組みづくり

- ・ 地域の特性を生かしたまちづくりや多様化・複雑化する地域課題などに対応するため、地域住民が総意として策定する「地域まちづくり計画」を尊重し、行政の施策・事業に反映させるとともに、その実現に向けた住民自らの取り組みを支援するための仕組みを構築する。

3 スケジュール

- 平成 22 年度～
- ・ 地域自治制度の検証に基づく地域行政機関の機能・体制等の見直し
 - ・ 住民の意思を反映したまちづくりを推進するための仕組みづくり
 - ・ 上記を踏まえた「地区行政推進計画」の改定